平成２９年（フ）第１４１号
奈良市南京終町１丁目30番地の８
債務者　橘田　麻貴
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６７号
奈良市古市町1705番地の５　若宮住宅
債務者　阿南　和幸
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９９号
奈良県橿原市忌部町65番地の12、前住所奈良県橿原市四条町764番地の36
債務者　原田　梨子（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
鳥取県米子市河崎1747番地　市住133
債務者　太田　久枝
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４５７号
広島市安佐北区落合１丁目13番８―201号
債務者　山本萬水実
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８７号
広島市西区田方３丁目1481番地１　サンシティ田方307号
債務者　寺中　則子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２６号
広島市中区東白島町７番13―603号
債務者　今田　夕稀
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
山口県下関市一の宮町２丁目１番16―101号サンハイツ森本２号棟、前住所山口県下関市秋根本町２丁目４番４―401号
債務者　荒木　優太
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
山口県下関市一の宮町２丁目１番16―101号サンハイツ森本２号棟、前住所山口県下関市秋根本町２丁目４番４―401号
債務者　荒木　香織
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地143番地４、旧住所徳島県板野郡藍住町笠木字東野26番地９
債務者　清水富喜子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０５号
徳島県徳島市名東町１丁目106番地の１　タウンハウス眉山３号、住民票上の住所徳島県徳島市南佐古五番町２番30―１号　Ｒハイツ302
債務者　佐々木一誠
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０号
徳島県鳴門市大麻町東馬詰字新開70番地
債務者　東　　昌夫
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２１号
徳島県徳島市北島田町２丁目71番地の２　コーポ佐野103
債務者　渡部友里恵
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
愛媛県四国中央市金生町下分864番地の６
債務者　石川　和利
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２２号
愛媛県今治市南大門町３丁目５番地24　中村荘、前住所愛媛県今治市栄町４丁目１番地の４
債務者　一色　孝文
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１１６号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番48―102号（徳永三重子　方）、住民票上の住所佐賀県鳥栖市儀徳町2222番地７
債務者　近藤　和彦
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部